

補償制度で市民活動を後押し

市は、区自治会や自治振興会、NPO、ボランティア団体などに安心して参加いただくため、市民活動総合補償制度に加入しています。

補償制度の対象となる活動は

市内で活動する、5人以上の共通の目的を持った市民による継続的・計画的な活動が対象となります。ただし、政治、宗教、営利を目的とした活動や企業活動として活動する会社、事業所内の団体による活動、報酬等が出ている場合は対象となりません。

補償内容は

【賠償責任事故補償】

市民活動団体が活動中に管理監督者等の過失により、参加者や第三者が負傷した場合や、財物に損害を与え法律上の損害賠償を負った場合

区分	補償限度額
対人賠償	1名 6,000万円 1事故 2億円
財物賠償	1事故 100万円
保管物賠償	1事故 100万円
1事故につき、20,000円は免責で自己負担	

【傷害補償】

市民活動団体の指導者、ボランティアまたは各種事業の参加者などが活動中に急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡したり、後遺障害を被ったり、または入院、通院による治療を要する怪我をした場合

区分	補償限度額
死亡	1名50万円
後遺障害	1名1万5千円～50万円
入院	1名1日2,000円(180日限度)
通院	1名1日1,000円(90日限度)
入院・通院補償金は、事故日より合算して180日が限度	

対象とならない主な事故

- 指導者や参加者の故意による事故
- 地震や洪水などの自然災害による事故
- 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議による事故
- 無資格運転や酒酔い運転
- スポーツを行うことを目的とした団体の競技者が行うスポーツ活動
- 山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など危険を伴うスポーツでの事故
- 施設の管理瑕疵による事故、参加者本人または親族が所有する自動車などによる事故
- 脳疾患、疾病、心神喪失などの内的要因による事故
- けんかや自殺行為、犯罪行為による傷害および他覚的症状のないむち打ち症や腰痛

活動届の提出

団体を所管する市の担当課に、「市民活動団体活動届」をご提出ください。

事故が発生したら

市民活動団体の代表者などは、市民活動中に事故が発生した場合、必ず2週間以内に、その活動に関する担当課等へ連絡し、「事故発生報告書」を提出してください。



問い合わせ

地域コミュニティ推進室 地域コミュニティ推進係
☎65-0687 / ☎63-4554

医療費助成制度を拡大

8月から小中学生の通院費などを

市では、子育て世代の低所得者層への支援として、非課税世帯の小中学生の通院医療費助成を実施していますが、対象を市民税の均等割のみが課せられている世帯にまで拡大します。

また、身体障害者手帳1・2級所持者への障害者医療費助成を3級所持者にまで拡大します。

該当の方へは7月に個人あてに通知しますので、受給券の交付申請手続きをしてください。

通院医療費助成

●対象

非課税世帯・市民税の均等割のみが課せられている世帯に属する小中学生
※重度心身障害者や母子家庭、父子家庭などの、福祉医療費助成制度に該当する方は除きます。

●助成の内容

医療機関等の窓口で支払った、保険給付の対象となる通院にかかる医療費のうち、高額療養費及び付加給付の支給額を除いた自己負担分。
※日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の対象となる通院は除きます。

障害者医療費助成

●対象

身体障害者手帳1級・2級・3級所持者※所得制限があります

●助成の内容

医療機関等の窓口で支払った、保険給付の対象となる医療費のうち、高額療養費及び付加給付の支給額、自己負担金を除いた額。

※次の自己負担金が必要となります。

入院／1日あたり1,000円(1ヶ月14,000円を限度)

通院／1診療報酬明細書あたり500円



福祉医療費助成制度では、初診時の特定療養費、入院時の食事代の負担、文書料及び室料差額等の保険適用外の費用は、助成の対象外となります。

問い合わせ

保険年金課 後期高齢者医療係
☎65-0689 / ☎63-4618

登録者募集



高齢者介護予防 ボランティア・ポイント制度

活動の場が広がります

ボランティア・ポイント制度は、ボランティア活動の時間に応じて、ポイントのため、地域の特産品と交換できる制度です。役割や張り合いを持って、ボランティア活動をすることが介護予防につながります。

●対象者

市内在住の65歳以上で介護保険の認定を受けていない方

ボランティア・ポイント制度活動の場所・内容

場所	内容
指定の市内介護保険施設 障がい者施設等	話し相手、傾聴、施設内の移動介助 施設内外の清掃レクリエーション等の参加支援、演芸
市民協働事業 (NPO鹿深の杜)	田んぼや畑の苗植え、収穫、草刈、日曜大工等



■活動参加者の声

- 「喜んでもらえてうれしい」
- 「自分の張り合いになっている」
- 「若い人と話す機会が勉強になった」

問い合わせ・申し込み

長寿福祉課 地域支援係
☎65-0699 / ☎63-4591

民間賃貸住宅の 家賃を補助



市では住宅に困窮する方の住居の安定を確保するため、市内の良質な民間賃貸住宅にこれから入居する方およびすでに入居している方に対し、家賃の一部を補助する制度を設けています。

●補助対象／次の条件を全て満たしていること

- ・甲賀市営住宅条例に規定する入居資格のある方(所得制限あり)で世帯全員が市税を完納していること
- ・家賃月額が6万円(単身世帯は4万5千円)以下であること
- ・市内の民間住宅で新耐震基準に適合し、消防施設を設置された住宅であること

過去に同補助金を受けていないこと

●補助額／家賃月額の2分の1に相当する額とし、上限を2万円とする

●募集件数／20件 申込多数の場合は抽選となります

●募集期間

6月3日(月)～11日(火)9時～17時
(土・日曜日除く)

※詳しくは左記までお問い合わせください

問い合わせ
住宅建築課
☎65-06609 / ☎63-4601